

公益社団法人日本鍼灸師会入会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本鍼灸師会(以下「本会」という。)定款第7条第1項及び第8条の規定に基づき本会の正会員になろうとする者の入会のために、必要な事項を定める。

2 入会に関し定款はじめ本会の諸規則に定めるもののほか、この規程による。

(定 義)

第2条 本会の正会員は、次に掲げる各号の要件を満たしていなければならない。

(1) はり師又はきゅう師国家試験に合格し、はり師又はきゅう師免許を交付された者であること

(2) 本会が承認した各都道府県鍼灸師会(以下「都道府県鍼灸師会」という。)の会員であること

(3) 本会の目的に賛同している者であること

2 都道府県鍼灸師会のない都道府県に在住する者であって、本会への入会を希望する者については、前項第2号の規定は適用しない。

(入会手続)

第3条 本会への入会は、別紙様式1の「入会・退会(辞任)・異動届書」(以下「届出書」という。)に所要事項を記載し、所属する都道府県鍼灸師会を経由して本会へ申し込まなければならない。

2 都道府県鍼灸師会のない都道府県に在住する者であって、本会へ入会を希望する者については、前項の届出書を本会へ直接提出しなければならない。

3 前項の入会申込に対しては、理事会において次の各号に掲げる事項を確認及び審査し理事会において入会の可否を決定し、会長はこれを申込者に通知するものとする。

(1) 継続入会会員及び新入会会員

イ 入会に際しての誓約

ロ 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話、ファクス、及びメールアドレス

ハ 治療院名(勤務先名)、治療院住所、電話、ファクス、及びメールアドレス

ニ ホームページアドレス

ホ 会費請求書及び資料等送付先

ヘ 個人情報公開の同意、又は不同意の確認

ト 鍼灸新報デイジー版送付希望の有無

チ 改姓、住所変更、及びその他変更事項

(2) 新入会会員のみ

イ 免許の種別、免許番号、及び交付年月日

ロ 入会年月日(所属都道府県鍼灸師会)、開業、出張専業又は勤務の別、国民年金加入の有無

ハ その他資格(鍼灸教員、医師、薬剤師、柔道整復師、ケアマネジャー、その他)

ニ 日本鍼灸師会会員名簿掲載の諾否

(会員名簿に関する取扱)

第4条 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会 費)

第5条 正会員は、定款第9条及び代議員総会において定める公益社団法人日本鍼灸師会会費規程の定めるところにより、会費及び負担金(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等は返還しない。

3 正当な理由なくして会費等1年間以上会費を滞納したときは、正会員は、定款第12条第1項第4号の規定により会員資格を喪失する。

(再入会)

第6条 本会は、前条第3項の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と、改めて第3条第1項に規定する届出書を都道府県鍼灸師会を経由して求めるものとする。

2 都道府県鍼灸師会のない都道府県に在住する者であって、本会へ再入会を希望する者については、第3条第2項及び第3項を準用する。

3 再入会申込に対しては、提出された再入会届出書により、理事会において再入会の可否を決定し、これを届出者に通知する。ただし、退会の際、未納の会費等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

(未規定事項の取扱)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議により決める。

(規則の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年1月23日の理事会の承認を得て一部改正し、同日施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年1月26日の理事会の承認を得て一部改正し、同日施行する。